



# 県央地域水源林 ニュースレター

## 水源林についておさらい！ ～水源林整備協定編～

### 水源林整備協定とは

森林所有者の皆様から20年間森林をお借りして、神奈川県が森林の手入れをする**神奈川県独自の取組み**です。

契約後は、水源かん養機能などの森林が持つ公益的機能の向上を目的として間伐や土壌保全工(土留め柵)を実施します。契約満了後は、所有者の皆様自身で管理していただくこととなりますが、返還の際は当面の間、特段の手入れがいらぬ状態でお返しします。

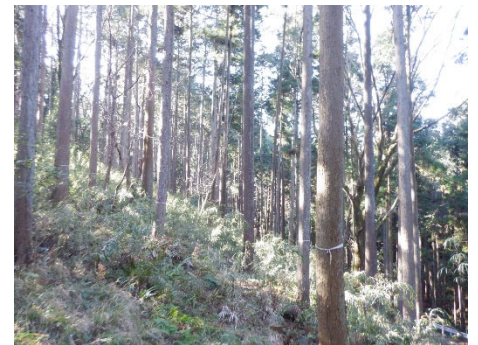
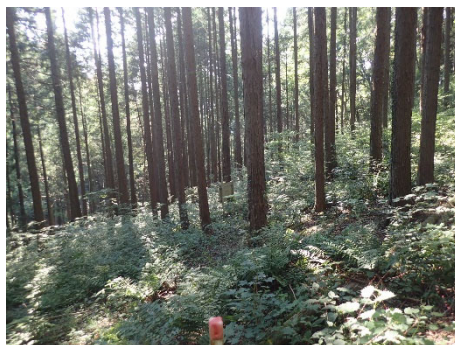
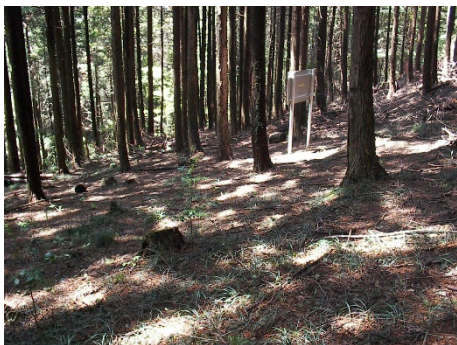


写真. 水源林の整備経過(例) (左:契約時1600本/ha 中央:間伐2回目1000本/ha 右:返還時のイメージ500本/ha)

### 請求書返送のお願い

森林をお借りする際の賃借料として年27,000円/haを代表者の方へお支払いしており、例年2月頃に神奈川県宛ての請求書を送付しています。

円滑な賃借料のお支払いのために、**請求書が届きましたら、押印のうえ早めの返送**にご協力をお願いいたします。なお、請求書のご提出がない場合は、供託の手続きを行います。



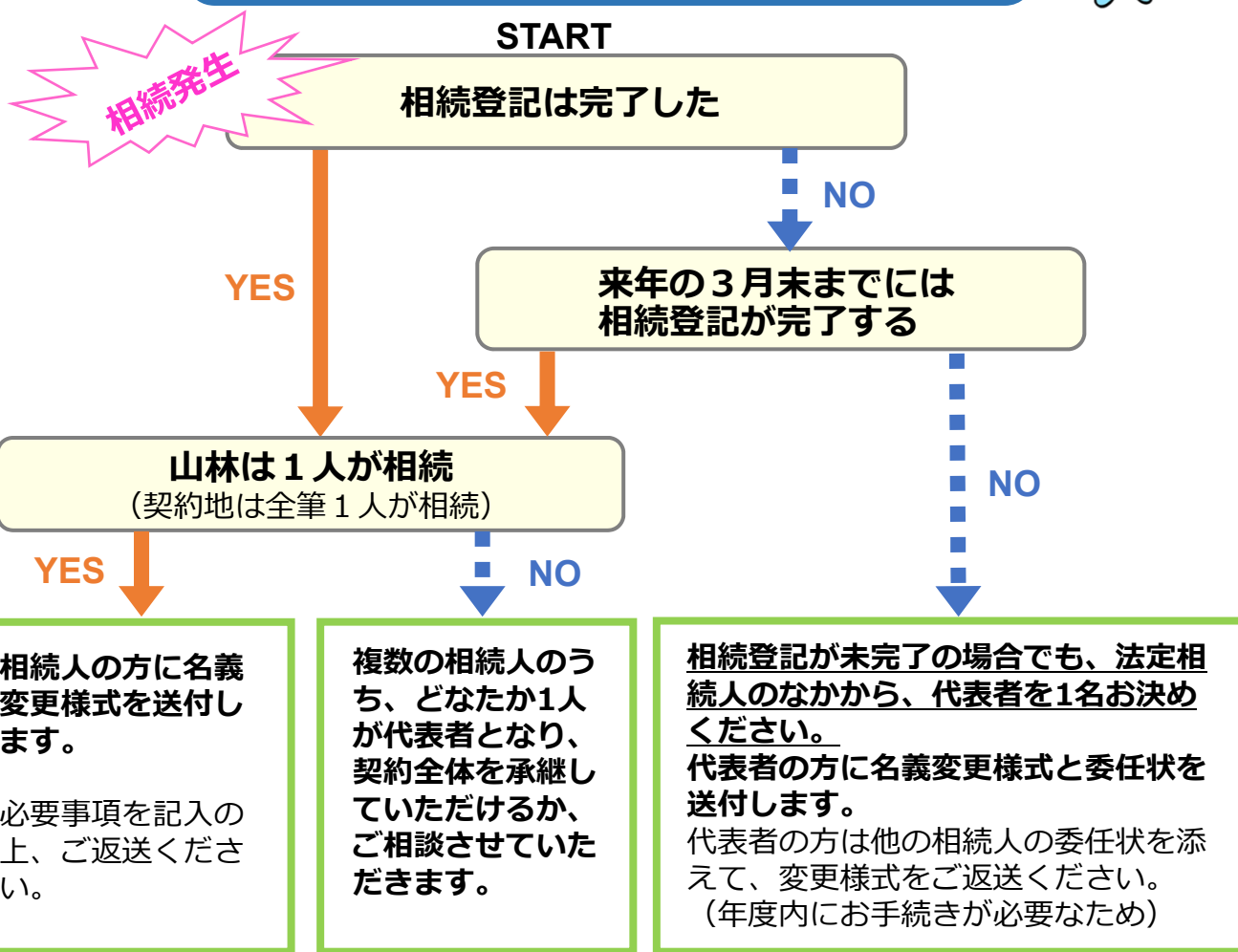
図. 賃借料のお支払いと供託の流れ

# こんなときどうする？ Q&A ～相続が発生した場合～



Q：山林を親から相続しました。今回、親のあて名でニュースレターが届きましたが、手続きは必要？

A：水源林契約の**名義変更**が必要です。**まずは県にご連絡ください。**次の場合に分けて手続きをご案内します。



次の場合も県にご連絡をお願いします！

○ 住所・振込口座・代表者を変更するとき

お問合せ先

神奈川県県央地域県政総合センター 森林部

相続など、水源林契約について : 水源の森林推進課

契約林の整備内容について : 水源の森林整備課

TEL : 042-784-1111 (代表) (平日8時30分～17時15分)

〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 (津久井合同庁舎)